

徴収猶予申請書

令和4年5月1日

久留米市長 原口 新五 様

住(居)所又は所在地 久留米市城南町15番地3

氏名又は名称

久留米 太郎
0942-30-9006

印

久留米市市税条例第9条第 項の規定により、下記のとおり徴収猶予の申請をします。

納税義務者	住所又は所在地		久留米市城南町15番地3						
	氏名又は名称		久留米 太郎						
納付(納入)すべき市税	税目	調定年度	賦課年度	通知書番号	期(月)	未納額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限
	固定資産税	4	4	〇〇〇〇〇	1	100,000	要	100,000	4・5・31
	固定資産税	4	4	〇〇〇〇〇	2	100,000	要	100,000	4・8・1
	固定資産税	4	4	〇〇〇〇〇	3	100,000	要	100,000	4・9・30
	固定資産税	4	4	〇〇〇〇〇	4	100,000	要	100,000	4・12・26
									・
	合計(法律による金額)								400,000 円
上記のうち猶予を受けようとする金額						400,000 円			
猶予を受けようとする期間					令和4年6月1日 から 令和4年5月31日 まで				
地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実					近隣に大型店舗が進出したことにより、令和2年1月から令和2年4月までの売上が前年比80%減となるなど業績が著しく悪化したため、飲食業を廃業した。				
猶予に係る徴収金を一時に納付(納入)することができない事情					業績の悪化に伴い、従業員3人を解雇した際に支払った、退職金100万円が猶予該当事実があったことによる損失・支出である。				
納付(納入)計画				期限	金額(円)	期限	金額(円)	期限	金額(円)
				4・6・1	30,000	4・9・30	30,000	4・1・31	30,000
				4・6・30	30,000	4・10・31	30,000	4・2・28	30,000
				4・7・31	30,000	4・11・30	30,000	4・3・31	30,000
				4・8・31	30,000	4・12・31	30,000	4・4・30	70,000
担保	種類、数量、価額及び所在又は提供することができない特別の事情				無し				
					猶予額が100万円以下				
<備考>									
・財産収支状況表を添付									